

調布市建設工事における技術者等配置基準について

建設業法等により配置することが求められる技術者及び現場代理人等について、市が発注する工事の適正履行の観点から、技術者等の配置基準を定め、配置の考え方を明確化しました。

市の工事の受注を希望する事業者は、本基準の内容に基づいて技術者等を適正に配置してください。

1 配置に関する主な内容

- (1) 専任を要しない工事において、同一の主任（監理）技術者は2件まで兼任できます。
※ 現場代理人も同様とします。
- (2) 営業所専任技術者は、現場代理人を別途配置することを条件に、専任を要しない1件の工事に配置することができます。
- (3) 請負者自らが技術者として配置する場合は、専任を要しない工事では2件まで、専任を要する工事では1件まで配置することができます。
※ 請負者が営業所専任技術者等を兼ねている場合は、(2)の内容が優先されます。
- (4) その他、技術者及び現場代理人等の配置に関する所要の内容を定めています。

2 配置イメージ

		専任を要しない工事		専任を要する工事		
		現場代理人 (上限2件)	主任（監理）技術者 (上限2件)	現場代理人	主任（監理）技術者	
同一 工事 内	現場代理人		兼務可		兼務可	
	主任（監理）技術者	兼務可		兼務可		
別途 工事	専任を要し ない工事	現場代理人	兼任可	兼任可	兼任不可	兼任不可
		主任（監理）技術者	兼任可	兼任可	兼任不可	兼任不可
	専任を要す る工事	現場代理人	兼任不可	兼務不可	兼任不可	兼任不可
		主任（監理）技術者	兼任不可	兼任不可	兼任不可	兼任不可
営業所専任技術者・経營業務管理責任者		不可	可 (現場代理人を別途 配置して、1件まで)	不可	不可	
請負者自ら			可 (上限2件まで)		可 (1件まで)	

3 入札手続における技術者等の配置及び資格確認

入札手続において、落札候補事業者の配置予定技術者等の資格を確認します。そのため、落札候補者になった事業者は、資格を証明する書類を契約課に御提出ください。

4 その他

現場代理人が他の工事の現場代理人を兼任する場合は、「現場代理人兼任届」の提出が別途必要です。